

平成22年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行

平成22年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和39年建設省令第9号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月12日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 鎌田 薫

	短答式試験	論文式試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注1）	東京都、大阪府及び福岡県（注1）
試験期日及び時間割等	平成22年5月16日（日） 不動産に関する行政法規 10:00～12:00 不動産の鑑定評価に関する理論 13:30～15:30	(1)平成22年7月31日（土） 民法 10:00～12:00 経済学 13:30～15:30 (2)平成22年8月1日（日） 会計学 10:00～12:00 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題） 13:30～15:30 (3)平成22年8月2日（月） 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題） 10:00～12:00 不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題） 13:30～15:30
	試験は、筆記の方法で行う。（各試験とも共通）	
配受 付 願 書 期 間	平成22年2月15日（月）から平成22年3月12日（金）まで（各試験とも共通） 各都道府県主管課及び国土交通省（本省のみ）で配付する。 なお、「試験案内」も併せて配布する。（注2）	
受 付 願 書 期 間	平成22年3月1日（月）から平成22年3月12日（金）まで ・書面による申請の場合は、受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。（注3） ・電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。（注4）	
官 合 格 公 告 表 及 び	平成22年6月25日（金）（予定） 国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、あわせて、国土交通省ホームページにも掲載する。（各試験とも共通） （官報告） 平成22年7月2日（金）（予定）	平成22年10月22日（金）（予定） （官報告） 平成22年11月5日（金）（予定）

(注1) 試験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込み後の試験地の変更は、原則として認められないが、当委員会が認めた場合に限り、申込後においても試験地の変更を認める。

(注2) 受験願書の請求を郵送で行う場合は、角形2号（縦33.2cm、横24.0cm程度）の返信用封筒（返送先住所を記入及び140円分の郵便切手を貼付）を「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と赤字で書いた封筒に入れ、都道府県主管課へ郵送する。

(注3) 都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。

(注4) 電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムによる指定の様式となり、同システムを利用するためには、事前に手続きが必要となる。